

石巻市燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶収集運搬河南、桃生地区業務委託仕様書

この仕様書は、石巻市燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶収集運搬河南、桃生地区業務委託契約の履行に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 委託業務の内容

一般家庭から排出される燃やせるごみ、ペットボトル及びあき缶（以下「廃棄物」という。）を令和5年4月1日から令和10年3月31日までのうち市が指定する日に、市が承認したごみ集積所から収集し、市が指定する施設へ運搬及び搬入する一切の業務とする。

2 委託期間

業務の委託期間は、契約の日から令和10年3月31日までとする。

3 収集、運搬及び搬入する廃棄物の種類等

廃棄物の種類	廃棄物排出形態	収集見込量等
燃やせるごみ	石巻市指定のごみ袋で排出	業務委託計画表のとおり
ペットボトル	石巻市指定のごみ袋で排出	業務委託計画表のとおり
あき缶	石巻市指定のごみ袋で排出	業務委託計画表のとおり

4 収集区域及びごみ集積所

収集区域は石巻市燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶収集運搬河南、桃生地区業務区域図のとおりとし、ごみ集積場所は別途指示するものとする。

5 収集時間及び搬入先等

廃棄物の収集は午前8時30分から開始し、搬入先施設の搬入時間内に搬入できるように収集を完了するものとする。

なお、臨時に搬入を要する場合又は搬入時間内の搬入が困難な場合は、事前に市と協議するものとする。

廃棄物の種類	搬入先施設の名称及び所在地	搬入時間
燃やせるごみ	名称：石巻地区広域行政事務組合 石巻広域クリーンセンター 所在地：石巻市重吉町8-20	午前9時～午前11時45分 午後1時～午後4時30分
ペットボトル	名称：協業組合石巻廃棄物 処理センター再資源化施設 所在地：石巻市沢田字広見山13-1	午前8時30分～正午 午後1時～午後5時
あき缶	名称：協業組合石巻廃棄物 処理センター再資源化施設 所在地：石巻市沢田字広見山13-1	午前8時30分～正午 午後1時～午後5時

6 業務に使用する車両

(1) 業務には、機械式ごみ収集車に係る安全管理要綱（昭和62年2月13日付け基発

第60号労働省労働基準局長通知。以下「要綱」という。)に適合する車両(以下「車両」という。)を使用し、3トン車又は4トン車4台以上で業務を遂行しなければならない。

- (2) 受託者は契約締結後30日以内に、当該委託業務に使用する車両4台以上の確保を確認できる書類(売買契約書、賃貸借契約書等)を市に提出し、収集業務開始14日前までに用意しなければならない。
- (3) 受託者は収集業務開始14日前までに、自己の負担により業務に使用する車両について、自動車損害保険(対人賠償保険は無制限、搭乗者傷害保険は一千万円以上、対物賠償保険は一千万円以上)に加入しなければならない。
- (4) 受託者は車両の塗装色を統一し、市が指定する箇所に市が指定する表示をしなければならない。
- (5) 受託者は災害その他市からの求めがあった場合を除き、車両を業務以外に使用してはならない。
- (6) 受託者は車両の維持に必要な点検検査等で、車両が一時的に使用できなくなることが見込まれる場合は、あらかじめ市の承認を得て代替えの車両を使用することができる。
- (7) 受託者は常に車両を清潔に保持しなければならない。
- (8) 車両は要綱に規定する点検を確実に実施し、適正な維持管理に努めなければならない。
- (9) 受託者は車両にほうき、ちり取り等の清掃用具、消火器具その他業務の履行に必要な機材を常備しなければならない。

7 業務従事者

- (1) 受託者は収集業務開始14日前までに、円滑な業務執行が可能な常勤の従業員(以下「業務従事者」という。)を確保し、車両1台当たり2名以上を配置しなければならない。
- (2) 受託者は業務従事者を社会保険に加入させなければならない。
- (3) 受託者は業務従事者に統一した作業服を着用し業務に従事させなければならない。

8 安全教育、事故防止措置等

受託者は労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他関係法例を遵守し、業務従事者の安全及び健康の確保、衛生のための教育の実施に努めなければならない。

9 提出書類

受託者は収集業務開始14日前及び令和6年度以降毎年度4月10日までに、次に掲げる書類を市に提出しなければならない。

なお、届出事項に変更が生じた場合は、速やかに報告しなければならない。

- (1) 役員名簿

- (2) 従業員名簿
- (3) 業務従事者名簿（車両運転手は運転免許証の写しを添付）
- (4) 社会保険加入証明書
- (5) 就業規則
- (6) 車両使用届（車両の写真、自動車検査証の写し及び自動車損害保険証書等の写し）
- (7) 緊急連絡体制表

10 業務日誌

受託者は受託業務を遂行した車両ごとに運転業務日誌を作成し、業務終了年度以後5年間保管しなければならない。

また、市から運転業務日誌の提出を求められた場合は、提出しなければならない。

11 業務の報告

受託者は業務の遂行を明らかにするため、各月ごとに次に掲げる月報を作成し、翌月10日（3月分の報告は3月末日）までに提出しなければならない。

また、年度ごとに年報を作成し、当該年度の3月末日までに提出しなければならない。

(1) 月報

ア 車両別収集運搬報告書（様式1）

イ 廃棄物別収集運搬報告書（様式2）

(2) 年報

燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶収集運搬業務年報（様式3）

12 業務上の注意事項

(1) 受託者は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、道路交通法（昭和35年法律第105号）、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令及び市が定める例規等を遵守しなければならない。

また、業務において労務災害、交通事故等が発生した場合は、速やかに事故等の顛末を市に報告しなければならない。

(2) 受託者は業務の公共性を認識し、業務の円滑化及び効率化に努めなければならない。

(3) 受託者は身だしなみに十分注意を払い、市民に不快感を与えないように努めなければならない。

(4) 受託者は集積所に危険物や収集できないものが置かれているときは、危険防止の措置を講じるとともに速やかに市に報告しなければならない。

(5) 受託者は分別不適合等により集積所にある廃棄物を収集しない場合は、収集しない理由を記した紙を貼付しなければならない。

(6) 受託者は廃棄物の収集、運搬に当たり、収集した廃棄物が飛散及び流出しないよう必要な措置を講じるとともに周辺環境の保全に努めなければならない。

(7) 受託者は収集した廃棄物を搬入先施設へ搬入しようとするときは、その施設の指示に従わなければならない。

1.3 暴力団等の排除

- (1) 受託者が、業務の履行期間中に石巻市入札契約に係る暴力団等排除要綱（平成20年石巻市告示第268号。以下「排除要綱」という。）別表措置要件に該当するときは、契約を解除することができるものとする。
- (2) 受託者は、排除要綱の規定に基づく指名停止措置期間中の者並びに石巻警察署長又は河北警察署長（以下「管轄警察署長」という。）から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を石巻市が発注する業務に係る下請負人（一次及び二次下請以降すべての下請負人及び資材、原材料の購入契約その他契約の相手方を含む。以下同じ。）又は再受託者（再受託以降の全ての再受託者を含む。以下同じ。）としてはならない。
- (3) 受託者は、指名停止措置期間中の者及び管轄警察署長から排除要綱別表措置要件に該当する旨の通報を受けた者を下請負人及び再受託者（以下「下請負人等」という。）としていた場合は、当該下請負人等との契約の解除を求めることがある。
- (4) 受託者は、この契約において、暴力団員及び暴力団関係業者（以下「暴力団員等」という。）による不当要求又は妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに管轄警察署長に通報及び捜査上必要な協力（以下「警察への通報等」という。）を行うこと。
- (5) 受託者は、(4)により警察への通報等を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書（石巻市が発注する建設工事等における不当介入マニュアル第2第2号に定める別紙様式（石巻市ホームページに掲載））により担当課長に報告すること。
- (6) 受託者は、下請負人等に対しても、(4)及び(5)と同様の措置を指導すること。
- (7) 受託者又は下請負人等が、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程等に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市と協議を行うこと。
- (8) 市長は、受託者が(4)及び(5)の内容について怠ったことが確認されたときは、指名停止措置を行うものとする。

1.4 その他

- (1) 受託者はごみ集積所の場所及び市が指示する収集順路を収集業務開始前までに、確実に把握しておかなければならない。
- (2) 受託者は市から緊急の指示があった場合において、速やかに臨機の措置が講じられるよう、常に従業員に周知徹底することができる連絡体制を整えておかなければならない。
- (3) 受託者は火災、その他の災害により、廃棄物が多量に発生した場合、市の求めに応じ、最大限の協力をしなければならない。

業務委託計画表（河南、桃生地区）

収集区域及び収集曜日等は、以下のとおりである。

収集区域	収集対象人口	集積所数		収集曜日			年間収集見込量			備考
		燃やせるごみ	ペットボトルあき缶	燃やせるごみ(週2回)	ペットボトル(月2回)	あき缶(月2回)	燃やせるごみ(単位：トン)	ペットボトル(単位：トン)	あき缶(単位：トン)	
河南地区 北村、前谷地、和渕	約10,400人	約180か所	約180か所	月曜・木曜	ペットボトル(月2回)	あき缶(月2回)				
桃生地区 寺崎(八幡山を除く。)、中津山、新田、給人町、神取、高須賀	約15,000人	約200か所	約200か所	火曜・金曜	第2及び第4水曜日	第1及び第3水曜日	6,100	90	90	

※1 収集日は※2の場合を除き、祝日も収集するものとする。

※2 各年度の1月1日から1月3日までの期間は収集日から除外するものとする。ただし、期間中に特定の集積所において、特別に燃やせるごみ収集が必要である場合はこの限りでない。

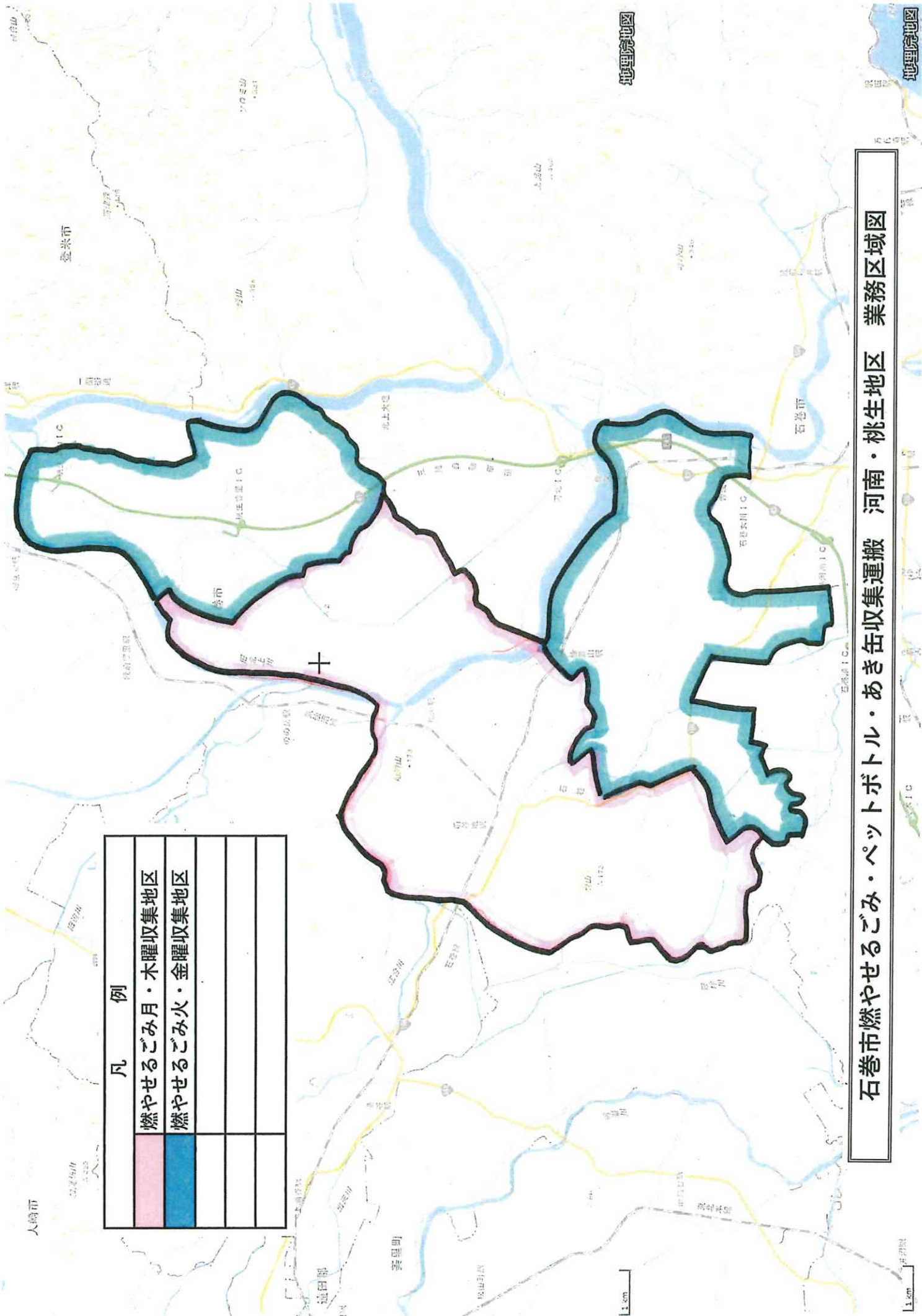
※3 ごみ集積所は地域の事情により、変更又は増設する場合がある。

※4 ペットボトル及びびあき缶収集の際には、あらかじめ収集車内部の洗浄を施し汚れが付着しないようにするものとする。

※5 市が実施する行事等により、臨時にごみ集積所を設置する場合がある。

※6 ごみの搬入先施設の事情により、搬入先を変更する場合がある。

※7 ごみの分別方法の詳細は、家庭ごみの分け方・出し方及び一般家庭ごみ収集カレンダー等を参照のこと。



凡 例	
	燃やせるごみ月・木曜収集地区
	燃やせるごみ火・金曜収集地区

石巻市燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶収集運搬 河南・桃生地区 業務区域図

地理院地図

地理院地図

1 km

1 km

業務番号	主管課長	課長補佐	係長	照査	設計者
石巻市 河南、桃生 地区 地内					
令和 5 ～ 9 年度 石巻市燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶収集運搬河南、桃生地区 業務 実施 設計 書					
起 工 理 由			業 務 委 託		
一 金 うち消費税及び地方消費税額			円 円		
業務期間		自 令和 5 年 3 月 31 日	日 間		
		至 令和 10 年 3 月 31 日			

	<p>石巻市燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶収集運搬河南、桃生地区業 収集運搬する廃棄物 燃やせるごみ・ペットボトル・あき缶 収集運搬の区域 河南、桃生地区 委託収集車両台数 4トン車(3トン車を含む。) 4台 業務従事者数 1車両当たり運転手及び作業員各1名 廃棄物収集見込量 燃やせるごみ 6,100トン/年 ペットボトル 90トン/年 あき缶 90トン/年 合計 6,280トン/年</p>
業	
務	
内	
容	
仕	
様	
概	
要	

業 務 費 内 訳 書							
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要	
業務委託費							
人件費	1.000	式			明 1号		
車両費	1.000	式			明 2号		
被服費	1.000	式			明 3号		
直接業務費 計	1.000	式					
諸経費	1.000	式					
業務価格 計							
改め							
消費税相当額	1.000	式					
合計							

【 第 1 号 単価表 】
人件費 (運転手)

1.000 人 当り

名 称	規 格	数 量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
給料	運転手	1.000	人			厚生労働省賃金構造 基準統計調査表	×60月
手当	扶養手当	1.000	人			石巻市職員の給料 に関する条例	×60月
手当	住居手当	1.000	人			石巻市職員の給料 に関する条例	×60月
手当	通勤手当	1.000	人			石巻市職員の給料 に関する条例	×60月
賞与		1.000	人			厚生労働省賃金構造 基準統計調査表	× ヶ月×5年
社会保険料	健康保険料	1.000	人				(給料+手当)×0.102/2
社会保険料	健康保険料	1.000	人				賞与×0.102/2
社会保険料	介護保険料	1.000	人				(給料+手当)×0.019/2
社会保険料	介護保険料	1.000	人				賞与×0.019/2
社会保険料	厚生年金保険料	1.000	人				(給料+手当)×0.183/2
社会保険料	厚生年金保険料	1.000	人				賞与×0.183/2
社会保険料	雇用保険料	1.000	人				(給料+手当)×0.0085
社会保険料	雇用保険料	1.000	人				賞与×0.0085
社会保険料	労災保険料	1.000	人				(給料+手当)×0.013
社会保険料	労災保険料	1.000	人				賞与×0.013
子ども・子育て拠出金		1.000	人				(給料+手当)×0.004
子ども・子育て拠出金		1.000	人				賞与×0.004
退職引当金		1.000	人				給料×
計							
単位当たり		1.000	人				

【第 2 号 単価表】
人件費 (作業員)

1,000 人 当り

名 称	規 格	数	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
給料	作業員	1,000	人			厚生労働省賃金構造 基準統計調査表	×60月
手当	通勤手当	1,000	人			石巻市職員の給料 に関する条例	×60月
賞与		1,000	人			厚生労働省賃金構造 基準統計調査表	× ヶ月×5年
社会保険料	健康保険料	1,000	人				(給料+手当)×0.102/2
社会保険料	健康保険料	1,000	人				賞与×0.102/2
社会保険料	介護保険料	1,000	人				(給料+手当)×0.019/2
社会保険料	介護保険料	1,000	人				賞与×0.019/2
社会保険料	厚生年金保険料	1,000	人				(給料+手当)×0.183/2
社会保険料	厚生年金保険料	1,000	人				賞与×0.183/2
社会保険料	雇用保険料	1,000	人				(給料+手当)×0.0085
社会保険料	雇用保険料	1,000	人				賞与×0.0085
社会保険料	労災保険料	1,000	人				(給料+手当)×0.013
社会保険料	労災保険料	1,000	人				賞与×0.013
退職引当金		1,000	人				給料×0.03
計							
単位当たり		1,000	人				

【 第 4 号 単価表 】		4 トン車		1,000 台 当り			
車両費		数	単位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
車両費	減価償却費	1,000	台				見積金額 /60月×60月 %
燃料費	軽油	115,513.157	ℓ				87,790/3.80×5年
燃料費	エンジンオイル	200,000	ℓ				40ℓ×5年
車検点検整備	車検点検整備	1,000	台				×4年
環境性能割	環境性能割	1,000	台				取得金額×
自動車税	自動車税	1,000	台				×5年
重量税	重量税	1,000	台				初年度 +(×3年)
保険料	自賠責保険料	1,000	台				初年度 +(×3年)
保険料	任意保険料	1,000	台				×5年
一般修理	一般修理	1,000	台				×5年
車両維持	タイヤ	1,000	台				×6本×3年
	タイヤ(冬用)	1,000	台				×6本×3年
	タイヤホイール(冬用)、バランス代含む	1,000	台				×6本
	パッカー部チェーン	1,000	台				/60月×60月
	オイルエレメント	1,000	台				/年×5年
	その他ランプ等 洗車代含む	1,000	台				×5年
計							
単位当たり		1,000	台				

【第 5 号 単価表】
被服費

							1,000 人 当り
名 称 ・ 規 格	数	量	単 位	単 価	金 額	明細単価番号	摘 要
作業服 作業服 春秋・冬用	1,000		人				×2着/24月×48月
作業服 夏用	1,000		人				×2着/24月×48月
作業ズボン	1,000		人				×2着/24月×48月
防寒着	1,000		人				/36月×48月
帽子	1,000		人				/24月×48月
長靴	1,000		人				/24月×48月
雨具 雨衣	1,000		人				/24月×48月
消耗品 ゴム手袋	1,000		人				×12双/12月×48月
石鹼	1,000		人				×12ヶ/12月×48月
諸雑費 諸雑費	1,000		式				×5年
計							
単位当たり	1,000		人				